

大宮前体育館移転改築住民懇談会報告書

—基本構想についての提言—

平成20年3月

大宮前体育館移転改築住民懇談会

はじめに

この度、大宮前体育館の老朽化にともなう移転改築計画の基本構想作成にあたって、地域住民の要望にこたえる形で、スポーツ関係者や地域住民による住民懇談会が設置されたことは、地域体育館建設に地域住民や関係者の声が反映される機会としてとても素晴らしいことである。

当懇談会は、平成20年1月に、9名の委員で設置され、短い時間であったが、地域の特色を活かした21世紀の生涯スポーツ社会にふさわしい体育館であること、また、住民にとって大切な地域体育館の建設であることを踏まえ、その施設の基本的な機能と施設内容について熱心に討議を重ねてきたところである。

委員各自の思いは様々であるが、それぞれ身近な地域の体育館として、特色のある施設であってほしいという熱い願いは共通するところである。

ここに、懇談会として一定の意見を集約して報告する。

構想の実現にあたっては、立地条件や予算面など種々の課題がでてくることと思われるが、移転改築されるこの大宮前体育館が、単に体育施設にとどまらず、この地域のコミュニティをさらに育てる、まちづくりの核となる施設であることを望むものである。

平成20年3月

大宮前体育館移転改築住民懇談会 会長 石田 良恵

目 次

1 体育館建設の基本的な考え方	3
2 新体育館に求められる機能	3
(1) 多様なスポーツ活動ができる施設	3
(2) 健康・体力づくりの場として気軽に楽しめる施設	4
(3) 地域コミュニティの核となる施設	4
(4) オープンスペースを活用した施設	5
(5) 危機管理、防災に配慮した施設	5
3 新体育館に求められる施設内容	5
資料1 大宮前体育館移転改築住民懇談会設置要領	8
資料2 大宮前体育館移転改築住民懇談会委員名簿	9
資料3 大宮前体育館移転改築住民懇談会検討経過	10
資料4 大宮前体育館移転改築用地所在地図・対象用地の概要	11

1 体育館建設の基本的な考え方

新体育館建設にあたり、地域スポーツ活動の推進や健康増進、地域における役割、環境への配慮などについて、次のような基本的な考え方が必要である。

○ 地域のスポーツの拠点として充実した機能を有する施設

新たに移転改築される大宮前体育館は、地域のスポーツの拠点としての機能の充実が図られること。

○ スポーツを通じた健康づくりのできる地域の拠点施設

高齢者の健康増進や子どもたちの体力向上を図り、地域がまるごと元気になれる健康づくりの拠点としての役割を担う施設とすること。

○ 世代を超えて交流が図れる、地域コミュニティの核となる施設

従来の体育施設の枠を超えて、コミュニティの機能を充実し、地域に住むさまざまな年代の人々が、そこに集う楽しみを感じられる施設として工夫を凝らし、地域のコミュニティの核としての役割を担う施設とすること。

また、高齢者や障害のある方なども安心して利用できる、ユニバーサルデザイン（だれにでも使いやすいデザイン）を採用した施設とする。

なお、地域の人々に愛される施設として、親しみの持てる名称を冠することが望まれる。

○ 環境とともに防災等に配慮した施設

施設建設に向けては、周辺住宅地への騒音、日照などに配慮するとともに、周辺の街並みに調和したデザインとし、雨水の利用や自然エネルギーの活用、屋上や壁面の緑化を進めるなど、地球環境や自然環境との共生が図られた施設とすること。また、地域の防災性の向上に配慮すること。

○ 経済的で効率的な維持管理ができる施設

施設の建設にあたっては、省エネルギー、省ランニングコストの視点で計画を行うとともに、未来に通用する持続可能な施設とすること。

2 新体育館に求められる機能

新体育館の基本的な考え方を達成するためには、次のような機能を備えることが必要である。

(1) 多様なスポーツ活動ができる施設

競技スポーツはもとより、個人でも気軽にスポーツを楽しむことができる施設とする。また、スポーツの経験のない人が気軽に立ち寄り、スポーツに触れる機会が持てるような工夫ときっかけ作りができるよう「見る人」に配慮した構造とする。

【委員の意見から】

- ・競技系やニュースポーツ・レクリエーションスポーツのできる施設
- ・視界が広く、見る楽しみの持てる空間
- ・フットサルなどに対応できる禁止の少ない頑丈な施設
- ・ウォールクライムなどの壁面の利用
- ・何かしたいという人が指導を受けられる機能をもった施設
- ・「見る」楽しみに応えられる施設
- ・子どもたちが和の文化に触れる施設としての武道場の設置

(2) 健康・体力づくりの場として気軽に楽しめる施設

子どもや青少年の体力の向上や、運動神経の自然な発達を促すとともに、中高年世代の健康維持、高齢者の機能回復など、健康づくり、介護予防に効果的で無理なく運動ができる施設とする。また、運動の処方や食事療法などの健康に関する相談が気軽にできる機能を有する施設とする。

【委員の意見から】

- ・健康づくり・介護予防に効果的な温水プール機能
- ・負荷が少ない「水中ウォーキング」ができる温水プールの設置
- ・「四角ではなく、やわらかいプール」
- ・高齢者・障害者に無理なく運動のできる施設
- ・青少年も気軽に集まれ、スポーツのできる施設
- ・子どもの体力や運動神経の発達を自然に促せる危険の少ない、遊べる施設

(3) 地域コミュニティの核となる施設

子どもや青少年、中高年者など、様々な世代の人々が利用でき、地域のコミュニティの核となる機能やスペースを持った施設とする。また、地域の住民や学生達が、施設や事業運営にボランティアとして参加するなど、様々な人たちが支える地域の施設とする。

【委員の意見から】

- ・中高年の交流、老若の交流、親子での運動・交流、たまり場のある施設
- ・エントランスホールのサービス機能の充実
- ・子どもたちが気軽に立ち寄れる施設
- ・近隣の学校の部活が集まってトレーニングできるような施設
- ・地域の住民や、学生ボランティアの参加の仕組みの創出

(4) オープンスペースを活用した施設

屋外と屋内に多目的に利用できるオープンスペースを設け、一体感をもたせるような工夫をするとともに、喫茶スペースなどを配し、憩いの場として地域の人々が気軽に立ち寄り、交流できる施設とする。

【委員の意見から】

- ・芝生活用等公園のようなオープンスペースとしての憩いの場と体育施設への誘導空間

(5) 危機管理、防災に配慮した施設

利用者が安心して活動できるよう、例えば、生命に関わる緊急事態が生じた場合も、救急救命活動に対応できる安全性に配慮された施設とする。また、災害発生時には地域の救援活動に資する施設とする。

【委員の意見から】

- ・ギャラリーやプレイヤーの安全に配慮された施設

3 新体育館に求められる施設内容

新体育館に求められる機能を実現するためには、以下のような施設が必要と考える。また、施設については、スポーツ目的のみならず、地域住民の交流などの諸活動にも十分に配慮したものとする必要がある。

(1) 体育室

①体育室

体育室は、バレーボール、バスケットボール、バドミントンなどの従来から実施されている種目が実施可能な広さ、高さを確保するとともに、フットサルなどの新しい種目にも対応できるような、質、強度が求められる。

②観客席、待機スペース

スポーツを観戦する人や、待機する人に配慮したスペースを確保することが望ましい。

③器具庫

道具や関連する機材の収納スペースを計画的に配置することが望ましい。

(2) 小体育室

小体育室は、体育室の補完的な役割を担う施設であるとともに、剣道、ニュースポーツや、ダンス、エアロビクスなどの多様な種目に対応する施設とすることが望ましい。また、間仕切りなどを利用して、複数の競技ができるような工夫が望まれる。

(3) 温水プール

温水プールは、競泳にとらわれず、水中ウォーキングなどの多様な水中運動が可能な施設とし、幼児や高齢者の健康を支えるために、柔らかな水とのかかわり方を想定した施設とすることが望ましい。

(4) 武道場

若い世代に和の文化を伝えていくためにも、畳のある武道場の設置が望ましい。また、健康体操等の利用にも対応できるものとすることが望ましい。

(5) 更衣室

ロッカー、シャワー室、洗面台を配置し、各施設との動線に配慮することが望ましい。

(6) 会議室（多目的室）

地域の住民が交流目的で活用するとともに、スポーツ利用に伴う指導者の研修や各種会議にも利用されるような施設とすることが望ましい。

(7) トレーニングルーム

体力の向上や健康づくりに有効な運動機器を配するとともに、専門の指導者のもつで、利用者が目的に添ったトレーニングが安全に行なえる施設とすることが望ましい。

(8) キッズルーム

幼児を連れての体育館利用者にも配慮し、親子でも運動が楽しめる場として設置することが望ましい。また、親子が互いの様子を見ることができるよう設計上の配慮をするとともに、保育者のもつで、子どもが安全に遊べるような運動具や、図書コーナーを備えるなどの工夫が望まれる。

(9) オープンスペース

屋外は可能な限り自然を配した空間とし、例えばジョギングやウォーキングなど、誰でも手軽にスポーツを楽しむことができる工夫が望まれる。屋内には、スポーツを目的としない人たちも気軽に立ち寄れる憩いの空間として、飲食施設（カフェ）等を配することが望ましい。また、利用者がミーティングや談話等に気軽に利用し、交流が図れる開放的なスペースを配するとともに、それぞれの施設は、利用者同士に自然な交流が生まれるような配置が望まれる。

(10) 駐輪場・駐車場

自転車を利用して来館する利用者のために、十分な駐輪スペースを確保するとともに、施設へのアクセスと利用者同士の安全に配慮した配置が望まれる。

駐車場については、地域体育館という性格上設置台数には限度があるが、大会開催がスムーズに行なえることに配慮した上で、限られたスペースで可能な台数

を収容できる規模を確保することが望ましい。

また、配置については周辺への影響を十分に考慮することが望まれる。

(11) 受付（管理室）

エントランスホールと一体的な配置とし、それぞれの利用者が気軽に声をかけることができるオープンな造りとする

(12) 防災施設

防災資材格納庫などを備えた施設とし、災害時には地域の住民の災害救援活動を支援する施設となることが望ましい。

(13) その他

エレベーターについては、救急救命に対応するスペースが望ましい。

大宮前体育館移転改築住民懇談会設置要領

(目的)

第 1 条 「すぎなみ五つ星プラン」(杉並区基本計画・実施計画)に基づく大宮前体育館移転改築にともない、施設建設の基本構想を作成するにあたって、区民の意見を集約するため、「大宮前体育館移転改築住民懇談会(以下「懇談会」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 大宮前体育館移転改築にともなう施設建設の基本構想に関すること。
- (2) その他、教育委員会が必要と認めた事項

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者または団体から推薦された者のうちから、教育委員会が委嘱する委員 10 名以内をもって構成する。

- (1) 町会・自治会(地区町会連合会)
- (2) スポーツ関係団体(大宮前体育館運営委員会)
- (3) 杉並区体育協会
- (4) 杉並区体育指導委員
- (5) 青少年委員
- (6) 荻窪小学校PTA
- (7) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 懇談会に会長および副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会は会長が招集する。

- 2 懇談会の会議は公開とする。ただし、懇談会の決定により非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、懇談会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 懇談会に関する庶務は、教育委員会事務局社会教育スポーツ課において処理する。

附則

- 1 この要領は、平成 20 年 1 月 10 日から適用する。
- 2 この要領は、懇談会の終了をもって廃止する。

大宮前体育館移転改築住民懇談会委員名簿

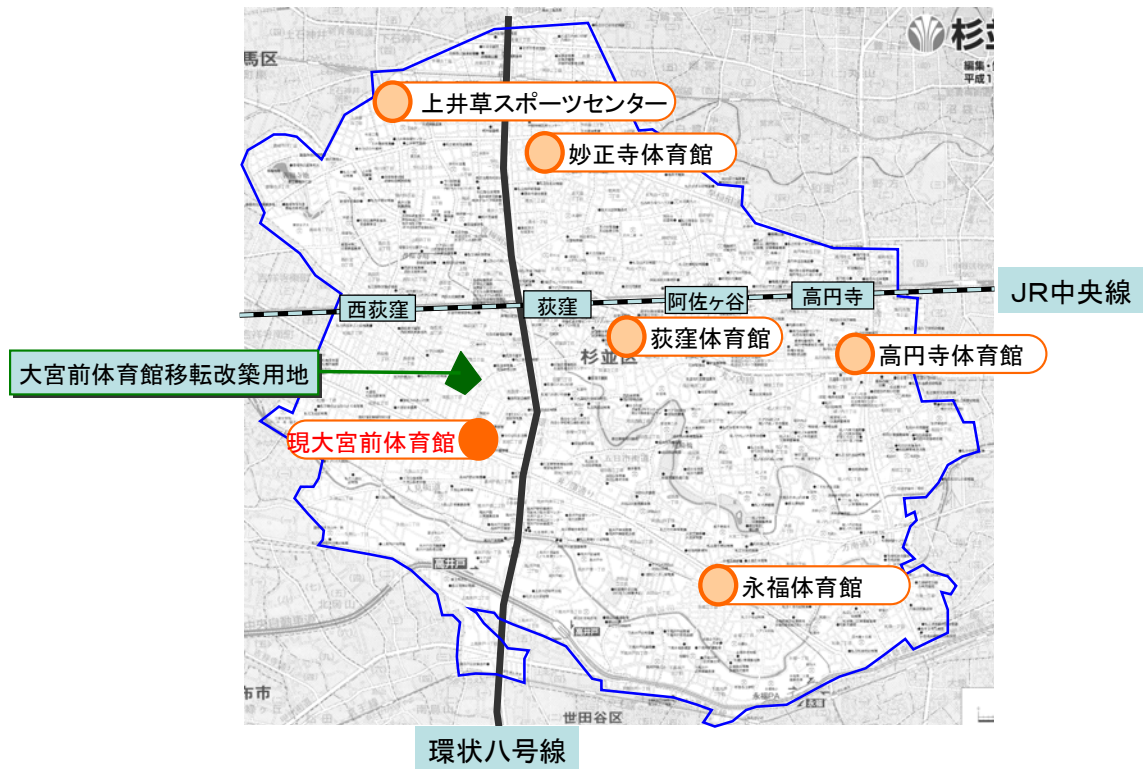
区 分	氏 名	所属団体等
学識経験者	◎石田 良恵	女子美術大学名誉教授
地域住民	藤原 哲太郎	荻窪地区町会連合会
	光森 一誠	
	夏目 政之	宮前地区町会連合会
	河口 三千代	杉並区青少年委員協議会
	伊井 希志子	荻窪小学校 PTA
スポーツ関係者	○高山 政敏	大宮前体育館運営委員会
	小形 彰次	杉並区体育協会
	飯島 典子	杉並区体育指導委員

◎会長 ○副会長

大宮前体育館移転改築住民懇談会検討経過

	開催日	議 題
第1回	平成20年1月31日(木)	○ 委員委嘱 ○ 検討課題と進め方について ○ 新体育館に必要な施設と機能について
第2回	平成20年2月28日(木)	○ 新体育館に必要な施設と機能について
第3回	平成20年3月21日(金)	○ 近隣体育施設等の施設見学
第4回	平成20年3月27日(木)	○ 懇談会報告書について

○大宮前体育館移転改築用地所在地図



○対象用地の概要

項目	内容
所在地	南荻窪二丁目1番1号
敷地面積	6,195 ^m ₂
用途地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
許容建ぺい率	63.65% (3,943 ^m ₂)
許容容積率	129.53% (8,024 ^m ₂)
主な制限	最高高さ10m (第一種低層・第二種低層部分)
接道状況	東側 7.3m
	西側 5.4m
	南側 6.4m (神明通り)
	北側 4.5m

